

特定悪臭物質の濃度に係る規制基準

○敷地境界線上（第1号規制）

特定悪臭物質名	基準値 (ppm)	臭気の質	主な発生場所※
アンモニア	1.0 以下	し尿のような臭い	畜産事業所、鶏糞乾燥工場、複合肥料製造業、 化製場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場
メチルメルカプタン	0.002 以下	腐った玉ネギの ような臭い	化製場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場
硫化水素	0.02 以下	腐った卵のような臭い	畜産事業所、化製場、ごみ処理場、し尿処理場、 下水処理場
硫化メチル	0.01 以下	腐ったキャベツの ような臭い	化製場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場
二硫化メチル	0.009 以下		
トリメチルアミン	0.005 以下	腐った魚のような臭い	畜産事業所、化製場、複合肥料製造工場、 水産缶詰製造工場
アセトアルデヒド	0.05 以下	刺激的な青臭い臭い	化学工場、複合肥料製造工場
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	刺激的な甘酸っぱい 焦げた臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、印刷工場、 自動車修理工場、油脂系食品製造工場、 輸送用機械器具製造工場
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下		
イソブチルアルデヒド	0.02 以下		
ノルマルバレールアルデヒド	0.009 以下	むせるような 甘酸っぱい焦げた臭い	
イソバレールアルデヒド	0.003 以下		
イソブタノール	0.9 以下	刺激的な発酵した臭い	
酢酸エチル	3.0 以下	刺激的なシンナーの ような臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、 自動車修理工場、木工工場、繊維工場、 その他の機械製造工場、印刷工場、 輸送用機械器具製造工場、鋳物工場
メチルイソブチルケトン	1.0 以下		
トルエン	10.0 以下	ガソリンのような臭い	
キシレン	1.0 以下		
スチレン	0.4 以下	都市ガスのような臭い	ポリスチレン加工工場、SBR 製造工場、 FRP 製品製造工場、化粧合板製造工場
プロピオン酸	0.03 以下	刺激的な酸っぱい臭い	畜産事業所、化製場、脂肪酸製造工場、染織工場
ノルマル酪酸	0.001 以下	汗臭い臭い	
ノルマル吉草酸	0.0009 以下	むれた靴下のような 臭い	畜産事業所、化製場、鶏糞乾燥工場、し尿処理場、 畜産食品製造工場、廃棄物処理場
イソ吉草酸	0.001 以下		

※久留米市にある事業場を中心に掲載

○気体排出口（第2号規制）：悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出

○排水（第3号規制）：悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出